

特定遊興飲食店営業の概要

1 はじめに

今回の風俗営業等の規制及び務適正化に関する法律の改正により、ダンスをさせる営業が規制から除外され、これまで禁止していた深夜における飲食店での「遊興」が認められることとなりました。

ただし、深夜の遊興に酒類を含む飲食の提供のある場合は、新設の「特定遊興飲食店営業」として許可の対象（風俗営業に該当するものは除く。）となります。

よって、これら深夜・遊興・飲酒の3要素を1つでも欠く営業、例えば、

ア 酒類を提供せずに深夜遊興させる飲食店

イ 午前0時までに閉店するクラブその他遊興をさせる飲食店

等については、特定遊興飲食店営業の許可を取らずに営むことができます。

なお、これらの改正は平成28年6月23日から施行となり、「特定遊興飲食店営業」の許可申請の受理は、平成28年3月23日から開始されています。

2 特定遊興飲食店の営業所（旅館・ホテル以外）を設置できる地域

福井市及び敦賀市の商業地域うち福井県公安委員会が指定する以下の地域となります。

ア 福井市中央1丁目、中央3丁目、順化1丁目および順化2丁目の区域

イ 敦賀市神楽町1丁目2番および3番、本町1丁目、津内町1丁目1番から5番までならびに清水町1丁目18番から23番までの区域

3 特定遊興飲食店営業に係る規制

特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。（改正法第32条の22）

4 「遊興させる」の意義

「遊興」とは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせること

(1) ショーや演奏の類を客に見聞きさせる「鑑賞型サービス」

鑑賞するよう客に勧める行為、実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為等は、遊興に当たる。

(2) 客に遊戯、ゲーム等を行わせる「参加型サービス」

遊戯等を行うよう客に勧める行為、遊戯等を盛り上げるための言動や演出を行う行為等は、遊興に当たる。

5 「客に遊興をさせる」ことの実例

(1) 鑑賞型

ア 不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる行為

イ 不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為

(2) 参加型

ア 客にダンスをさせる場所を設けるとともに、音楽や照明の演出等を行い、不特定

の客にダンスをさせる行為

イ のど自慢大会等の遊戯、ゲーム、競技等に不特定の客を参加させる行為

ウ カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客に歌うことを勧奨し、不特定の客の歌に合わせて照明の演出、合いの手等を行い、又は不特定の客の歌を褒めはやす行為

エ バー等でスポーツ等の映像を不特定の客に見せるとともに、客に呼び掛けて応援等に参加させる行為

(3) 「客に遊興をさせる」ことに当たらないものの例

ア いわゆるカラオケボックスで不特定の客にカラオケ装置を使用させる行為

イ カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合には、マイクや歌詞カードを手渡し、又はカラオケ装置を作動させる行為

ウ いわゆるガールズバー、メイドカフェ等で、客にショーを見せたりゲーム大会に客を参加させたりせずに、単に飲食物の提供のみを行う行為

エ ボーリングやビリヤードの設備を設けてこれを不特定の客に自由に使用させる行為

オ バー等でスポーツ等の映像を単に不特定の客に見せる行為（客自身が応援等を行う場合を含む。）

6 営業の意義

営業とは、財産上の利益を得る目的をもって、同種行為反復継続して行うことを指します。営業としての継続性及び営利性が無い場合は、深夜において人に遊興と飲食をさせたとしても、特定遊興飲食店営業には該当しません。

7 営業時間の制限 営業時間の制限 営業時間の制限

午前5時から午前6時までを営業禁止時間とします。

8 許可に係る欠格事由の事項

(1) 許可を受けようとする者が、成年被後見人、一定の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わるなどした日から起算して5年を経過しない者、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者等であるとき。

(2) 営業所構造又は設備が次の技術上の基準に適合しないとき（新規則第75条）。

ア 客室の床面積は、一室の床面積を33平方メートル以上とすること。

イ 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

ウ 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

エ 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りではない。

オ 営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

カ 騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

- (3) 営業所が、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容される地域として次の基準に従い都道府県の条例で定める地域内にないとき（当該営業所が基準に適合するホテル・旅館営業であるときを除く。）

9 禁止行為

- (1) 深夜における営業に関し客引きをすること。
- (2) 深夜における営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- (3) 営業所で午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間において 18 歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- (4) 午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間において 18 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（午後 10 時以後翌日の午前 0 時前の時間において保護者が同伴する 18 歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く。）。
- (5) 営業所で 20 歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

10 客の迷惑防止措置等

- (1) 迷惑行為防止に関する客への注意喚起。
- (2) 営業所の内外の巡視、迷惑行為を行う客に対する制止。
- (3) 従業員に対する教育。
- (4) 苦情の処理に関する帳簿の備え付け。

11 ホテル等内適合営業所の基準

営業所設置許容地域の外にあるホテル・旅館が以下の要件を満たす場合は、当該ホテル・旅館の中で特定遊興飲食店営業を営むことが認められます。

- (1) 同一階のほかの区域、直上・直下の区域を、ホテル・旅館営業者又は風俗営業者等が管理していること。
- (2) バルコニーを設置する場合には、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。
- (3) ホテル・旅館内を通過して、営業所に客が出入りすること。
- (4) ホテル・旅館営業者が、営業所への客の出入りを管理すること。